

## 静岡県と大塚製薬株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（静岡支店取扱い：以下「乙」という。）は、甲乙間の密接な連携と協力により、静岡県における地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な連携と協力により、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (2) 県政情報の発信に関すること
- (3) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (6) 地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- (7) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (8) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (9) 富士山静岡空港の利活用促進・PRに関すること
- (10) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため定期的に協議を行うものとする。また、前項の規定による連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な実施事項については、甲乙合意の上、別途定める。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲の承諾を得て乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙（第2条第3項に基づき乙が指定した乙の関係会社を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

### （期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年7月12日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝平太

乙：静岡県静岡市駿河区西中原1丁目2番11号

大塚製薬株式会社

静岡支店長

後藤寛雄